

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
1	R6. 11. 21	R6. 12. 2	令和6年10月8日付入札公告「大田市場警備委託（その9）」に係る落札者決定審査の経緯について 「大田市場警備委託」 落札者決定基準 P.7 別表 技術展の評価項目における参加業者全ての項目毎の配点	1	1															中央卸売市場大田市場 市場管理課	
2	R6. 10. 28	R6. 12. 26	2024年1月から9月末までの間における東京都中央卸売市場豊洲市場に上場取引された日本国内産地のクロマグロの営業日ごとの産地都道府県別の上場本数及びその販売状況（重要、価格、「残」の扱いとなった本数の情報を含む）を記録した文書一式（外部機関により集計、整理された記録を含む）	50		1					1	1							公文書に含まれる記載のうち、以下に係る記載。 ア 担当者名。卸売業者のせり人の氏名であり、特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 イ 出荷者名、出荷者名（カナ）、出荷者住所郵便番号、出荷者住所の一部。出荷者の氏名や具体的な漁船名であり、特定の個人を識別（同条第2号）あるいは公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（同条第3号）。 ウ 規格の一部。具体的な漁船名であり、公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（同条第3号）。 エ 売渡先コード、売渡先名称、売渡先名称（カナ）。売渡先は当市場の仲卸業者や売買参加者等であり、仕入れ情報等が公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（同条第3号）。 オ 単価、販売金額。単価及び販売金額は当市場の卸売業者が商品の卸売をした際の単価及び販売金額であり、商品の販売金額が公になることによって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（同条第3号）。		中央卸売市場豊洲市場 水産農産品課
3	R6. 12. 11	R6. 12. 25	導入が開始された2016年10月から2024年11月までの口利き記録（議員など外部からの働きかけについての記録）の全て	1	1															中央卸売市場豊洲市場 管理課	

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。